

県営明野住宅建替事業 要求水準書《入居者移転者支援編》 新旧対照表（令和5年1月12日）

資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
移転支援	5	2	(4)	ア	(オ)	仮移転料支払い業務 (移転料)	仮移転 <u>補償金</u> 支払い業務 <u>(移転補償金)</u> (以下同じ)
移転支援	5	2	(5)	ア		事業者は、本業務の着手前に入居者移転支援業務計画書（以下「業務計画書」という。）及び自主モニタリング計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。 なお、当該業務計画書を変更する場合は、改めて県の承諾を得るものとする。	事業者は、本業務の着手前に入居者移転支援業務計画書（以下「 <u>移転支援</u> 業務計画書」という。）及び自主モニタリング計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。 なお、当該 <u>移転支援</u> 業務計画書を変更する場合は、改めて県の承諾を得るものとする。 (以下同じ)
移転支援	11	3	(2)	エ	(ウ)	※残存物については入居者が適切に処分すべきものであるため、処分されない場合、県は入居者に対し移転料を支払わない。	※残存物については入居者が適切に処分すべきものであるため、処分されない場合、県は <u>事業者</u> に対し移転 <u>補償金</u> を支払わない。
移転支援	12	3	(2)	オ	(ア)	移転料支払い支援 ・県は、「移転補償金請求書」に基づき、入居者に移転料を支払う。	移転 <u>補償金</u> 支払い支援 ・ <u>事業者</u> は、「移転補償金請求書」に基づき、入居者に移転 <u>補償金</u> を支払う。
移転支援	17	4	(2)	エ	(ウ)	※残存物については入居者が適切に処分すべきものであるため、処分されない場合、県は入居者に対し移転料を支払わない。	※残存物については入居者が適切に処分すべきものであるため、処分されない場合、県は <u>事業者</u> に対し移転 <u>補償金</u> を支払わない。

移 転 支 援	18	4	(2)	オ	(ア)	<p>本移転料支払い支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、「移転補償金請求書」に基づき、本移転者に本移転料を支払う。 	<p>本移転補償金支払い支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、「移転補償金請求書」に基づき、本移転者に本移転料を支払う。
------------------	----	---	-----	---	-----	---	--